



■ 目次

年金およびその他の退職後給付制度資産の評価および開示におけるFAS 157の影響を論じるPwC DataLine
FASBがFAS 140およびFIN 46(R)を修正する公開草案の近日中の公開を告知
その他のFASB関連記事
ASBが非発行体のレビューに対応するためのAU 722「期中財務情報」の修正を提案

■ 年金およびその他の退職後給付制度資産の評価および開示におけるFAS 157の影響を論じるPwC DataLine

FASB基準書第157号「公正価値の測定」(FAS 157)が適用されると、FAS 157は年金およびその他の退職後給付(OPEB)の制度スポンサー(すなわち雇用主)の財務諸表および制度の個別財務諸表における制度資産の測定に影響を与えます。また、FAS 157の適用は公正価値が過去とは異なる方法で測定されることを意味します。

DataLine 2008-20において、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)はFAS 157の適用によってもたらされる評価および開示の問題を要約し、それらについての洞察を提供しています。また、なぜ雇用主と制度資産の受託者が今適用計画の立案を開始しなければならないかを説明しています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7J6QPU&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ FASBがFAS 140およびFIN 46(R)を修正する公開草案の近日中の公開を告知

FASBは今週、三つに分離しているが相互に関連する公開草案についてパブリック・コメントを募集するために9月15日頃に公表を予定していることを告知しました。これらの公開草案のうちの一つは(1)FASB基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」(FAS 140) およびFASB解釈指針第46号(2003年12月改訂)「変動持分事業体の連結」(FIN 46(R)) (2)の修正案に対応したものです。三つ目は「変動持分事業体の金融資産および持分の譲渡に関する開示」と題されたFSP案となる予定です。

- FAS 140を修正する公開草案では、適格特別目的事業体の概念の廃止を提案し、金融資産の譲渡が会計上売却と見なされるかどうかの判断の基準を修正するとともに、特定の条件を満たさない限り金融資産の一部の売却の認識を制限し、そして相当量の新しい開示を義務付ける予定です。
- FIN 46(R)を修正する公開草案では、第一受益者(すなわちその変動持分事業体(VIE)の連結を義務付けられる当事者)の判断を、支配力および便益/損失に焦点をあて量的分析から質的分析に移行することを提案し、事業体のVIEおよび第一受益者としてのステータスの継続的な再検討を義務付けるとともに、相当量の新しい開示を義務付ける予定です。
- FSP案の目的は、FAS 140およびFIN 46(R)の審議中の修正案が発効するまでの間に、公開企業および公営企業による開示を迅速に改善することにあります。

▼ FASBの告知の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/news/media_advisory090308.shtml

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 資本的性質を有する金融商品
http://www.fasb.org/project/fi_with_characteristics_of_equity.shtml
- 非営利組織による合併と買収
<http://www.fasb.org/project/nfp.shtml>

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-36は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa090408.shtml>

■ ASBが非発行体のレビューに対応するためのAU 722「期中財務情報」の修正を提案

AICPAの監査基準審議会(ASB)は、非発行体の期中財務情報のレビューに対応するためAU 722「期中財務情報」(AU 722)を修正する、監査基準書(SAS)案の公開草案を公表しました。また、この修正案は、公開企業会計監視委員会(PCAOB)の監査基準で規制されている発行体の期中財務諸表のレビューのためのガイダンスをAU 722から削除しています。

現在、AU 722は限定的な状況(すなわち、非発行体が公募あるいは株式公開の準備のために特定の監督官庁にファイリングを行う場合)以外においては非発行体の期中財務諸表のレビューには適用されません。この修正案に基づき、非発行体の期中財務情報が年度末報告書の定期的なアップデートを目的とし、会計士が(a)その企業の最新の年次財務諸表を監査した場合、または(b)当年度の財務諸表を監査中でありその企業の最新の年度財務諸表は他の監査人によって監査済である場合のどちらかにおいてAU 722が適用されることとなります。これらの条件に適合しない場合には、非発行体の期中財務情報のレビューは会計及びレビュー業務基準に準拠して実施されることとなります。この公開草案に対するコメント募集は11月3日までです。

▼ この公開草案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.aicpa.org/download/auditstd/ED_Interim_Financial_Information.pdf

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.